

1. 件名：福島第一原子力発電所5・6号機 No. 3, 4 重油タンクの解体・撤去に係る面談

2. 日時：令和2年9月11日（金）13時35分～13時45分

3. 場所：原子力規制庁 18階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

知見主任安全審査官、松井審査官、伊藤係長、市森係員

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

福島第一原子力発電所 担当5名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、福島第一原子力発電所5・6号機 No. 3, 4 重油タンクの解体・撤去に係る前回面談での原子力規制庁からのコメントに対して、資料に基づき以下の説明があった。
 - タンク及び関連設備の解体・撤去は、既に実施計画に定めている他の設備（実施計画Ⅱ章-2-11 添付資料-8 に定める2号機原子炉建屋周辺の干渉物）の解体・撤去の際の放射性物質の飛散抑制策や作業者の被ばく線量管理等の安全対策と同様の措置がとられること。
- 原子力規制庁は、上記の説明により、No. 3, 4 重油タンクは汚染の程度が低く、実施計画に定めている他の設備の解体作業と同等の作業方針にて行なわれることを確認したため、当該タンクの解体に係る安全措置を定めるための申請は不要とし、速やかに作業を開始するよう伝えた。

6. その他

資料：福島第一原子力発電所 5・6号機 No. 3, 4 重油タンクの解体・撤去について